

家族信託専門士・コーディネーター フォロー研修

第31回

公開：2025年6月

本研修のスケジュール

開始	終了	内容		担当
13:30	13:35	0:05	オリエンテーション	事務局
13:35	15:00	0:85	I：リモート環境で公正証書が作成できる 電子公正証書制度の概要とその利用	日本公証人連合会 総括理事 上野公証役場 公証人 加藤 朋寛 様
15:00	15:10	0:10	休憩	
15:10	16:20	0:70	II：家族信託の活用場面が広がる 「公益信託法の施行前検討状況」	弁護士 菊永 将浩 様
16:20	16:30	0:10	全体質疑応答	

I : リモート環境で公正証書が作成できる 電子公正証書制度の概要とその利用

日本公証人連合会 総括理事
上野公証役場公証人

加藤 朋寛 様

リモートで公正証書が作成できるようになることで、何が変わるか？

以下の場合であっても信託公正証書の作成がスムーズに進行できる

- ① 従来、公証役場に出向くのが困難であった以下のような場合
 - ・ 契約当事者が外出や歩行が困難な場合
 - ・ 契約当事者の居住地から公証役場が遠方にある場合
 - ・ 契約当事者が遠方に居住しており、当事者間の日程調整が困難な場合
(委託者：郷里、受託者：都会など)
 - ② 公証役場の予約調整が困難である場合
(受託者の希望日に近隣の公証役場で予約が取れない場合)
 - ③ 近隣の公証役場から、信託公正証書の作成を断られてしまった場合
- 距離を考慮せず対応いただける公証役場での作成が可能
- ・ 公正証書作成のタイミングを逸しない
 - ・ 当事者に過度の負担をかけない

令和7年6月13日

電子公正証書制度の概要と その利用



日本公証人連合会総括理事
加 藤 朋 寛

講師略歴

昭和 5 7 年 4 月	第 3 6 期司法修習生
昭和 5 9 年 4 月	検事任官（東京地方検察庁検事）
平成 2 3 年 7 月	那覇地方検察庁検事正
平成 2 4 年 8 月	仙台高等検察庁次席検事
平成 2 7 年 1 月	東京法務局長
平成 2 8 年 4 月	広島地方検察庁検事正
平成 2 9 年 7 月	京都地方検察庁検事正
平成 3 0 年 2 月	退官
平成 3 0 年 3 月	中央更生保護審査会委員
令和 3 年 4 月	公証人（上野公証役場）
（令和 5 年 5 月日本公証人連合会総括理事）	



公証人法改正の2本柱

1 公正証書の電子化

- 原則として電磁的記録で作成

例外：電子データでの作成に困難な事情がある場合

- ・法令上困難：保証意思宣明、成年被後見人の遺言等
- ・物理的困難：電磁的記録化できない資料の添付、システム故障等

2 公正証書のリモート作成の導入

- 要件を満たせばWeb会議方式での作成も可能
 - ・ 嘱託人・代理人の申出があること
 - ・ 他の嘱託人に異議がないこと（嘱託人・代理人のリモート参加のみ）
 - ・ 公証人が相当と認めること



公正証書の電子化について

○ 紙原本から電子データ（PDFファイル）原本へ

- ① Wordで文書を作成し、PDF化し、②、③の措置を行って原本完成
- ② 列席者が記録内容が正確であることを確認して行う措置
⇒ 従前の署名押印に代え、電子サインを実施
- ③ 公証人が作成者として行う措置
⇒ 従前の署名押印に代え、電子サイン・電子署名を実施

○ いわゆる正本・謄本が電磁的記録でも発行可能に

- 謄本相当（新法43条第1項）
 - ・ 公正証書の記録内容を出力した書面（紙謄本）－第2号
 - ・ 公正証書の記録内容を記録した電磁的記録（電子謄本）－第3号
- 正本相当（新法44条第1項）
 - ・ 公正証書の記録内容を出力した同一性証明付き書面（紙正本）－第2号
 - ・ 公正証書の記録内容を記録した同一性証明付き電磁的記録（電子正本）－第3号



公正証書の電子化によるメリット

○ リモート方式による作成が技術的に可能

○ 電子的な保存、管理が可能

- ・ 公証人は、原本及び電磁的記録である附属書類を電子データとして保存・管理する。
- ・ 嘱託人は、いわゆる電子正本・電子謄本を電子的に保存・管理できる。

○ 電子署名の真正性・改ざんの有無の確認が容易

- ・ 公証人の官職証明書を発行する日本政府認証局が、A A T L (Adobe Approved Trust List) に登録予定
⇒ 登録後は、PDFファイル閲覧に広く用いられているAdobe Acrobat Reader等で、電子署名の真正性・電子署名後の改ざんの有無を容易に確認できる。



電子署名の真正性・改ざんの有無の確認

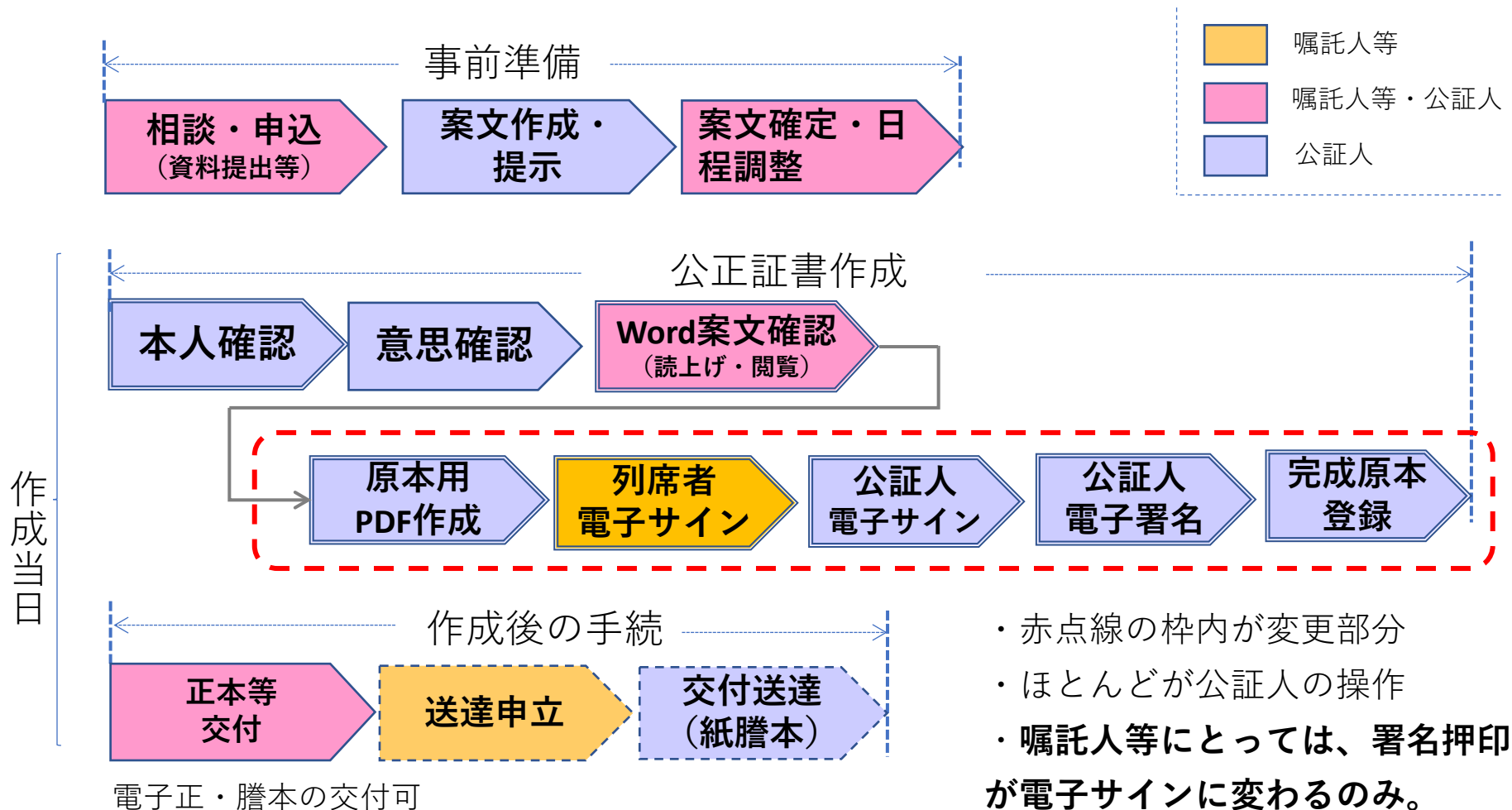
Acrobat Readerの署名パネルで有効性の確認が可能

The screenshot shows the Adobe Acrobat Reader interface. The main document area displays a Japanese document titled "令和 7 年第 6 8 号 債務承認弁済契約公正証書". The document text includes a statement from a notary public and a signature block. The signature panel on the right side of the window shows the signature details for "Adobe Acrobat Sign <acrobat-sign-certified@adobe.com>". The panel includes a "署名パネル" button and a "署名" section. The "署名" section displays the following information:

- 注釈の作成、フォームフィールドの入力、署名およびページ追加の有効な証明済み 文書:
- 信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)およびAc
- この文書には署名者によって許可された変更が行われています
- 署名者の ID は有効です
- 埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。
- 署名は LTV 対応です
- ▼ 署名の詳細
- 理由: Certified by Adobe Acrobat Sign
- 証明書の詳細...
- 最終チェック日時: 2025.05.05 22:31:57 +09'00'
- フィールド: ES_CERTIFYING_SIGNATURE (不可視署名)
- バージョン 1: 公正人E (NotaryE) により署名済み
- 署名の完全性は不明です:
- 文書は、この署名が適用されてから変更されていません
- 署名者の ID は信頼済み証明書の一覧に見つからず、親証明
- 埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。
- ▼ 署名の詳細
- 最終チェック日時: 2025.05.05 22:31:57 +09'00'
- フィールド: digsig1 ページ: 4
- このバージョンを表示
- バージョン 3: Adobe Acrobat Sign <acrobat-sign-certified@ac
- 署名は有効です:
- 信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)およびAc
- 文書は、この署名が適用されてから変更されていません



電子公正証書作成手続（対面方式）



当日の手続：本人確認・意思確認

本人確認

意思確認

Word案文確認
(読み上げ・閲覧)

原本用
PDF作成



公証人は 本人確認 意思確認をして手続を開始
この点については従前の手続と変わらない



公正証書のリモート作成について

○ リモート方式による公正証書の作成とは

- 次の各手続をリモート方式で行うことにより、列席者の全部又は一部が公証役場に出頭することなく、公正証書を作成すること
 - ① 公証人による陳述の聴取その他の公証人の事実実験と記録（法37条2項）
 - ② 公正証書の読み聞かせ又は閲覧による記録内容の確認と承認（法40条3項）
 - ③ 通訳人による通訳（法31条、37条2項、40条3項）
 - ④ 証人の立会（法31条、37条2項、40条3項）
- リモート方式とは
公証人・列席者が、映像と音声の送受信により、相手方の状態を相互に認識しながら通話することができる方法
⇒ 公証人がTeamsによって開催するWeb会議を予定



リモート方式による公正証書作成の要件

① 嘱託人又は嘱託代理人の申出があること

- リモート方式は、嘱託人の利便性向上のためのものであるため。
- 文書（書面又は電磁的記録）による申出を予定。

② 他の嘱託人の異議がないこと（除：通訳人・立会人のリモート参加）

- 他の嘱託人に異議がある手続の実施は、公正証書の紛争予防機能に照らし、相当でないため。
- 通訳人・立会人は、その支援・立会を必要とする嘱託人の意向を重視するのが適当であり、他の嘱託人の異議の有無を問わない。

③ 公証人が相当と認めること

- 嘱託人の真意の確認が困難であるなど、公正証書の紛争予防機能に照らし、リモート方式の利用が不相当な場合があるため。

④ 法令上許容されていること

- 保証意思宣明公正証書はリモート方式の対象外（法37条3項）



○ 相当性の判断について

必要性和許容性を総合的に勘案して判断する。

〔必要性〕

- 公証役場に赴くことが困難な場合など
 - ・心身の状況、就業状況等
 - ・離島その他の地理的事情による公証役場へのアクセスの困難
 - ・嘱託人相互の関係（DV等）による同席の困難
 - ・列席者多数による日程調整の困難
 - ・感染症予防等による制限
 - etc.

〔許容性〕

- 嘱託人の本人確認、真意の確認、判断能力の確認等の難易等
 - ・代理人による手続が許容される場合か
 - ・事後的に紛争となる蓋然性の有無・程度
 - ・嘱託人の年齢、心身の状況
 - ・嘱託の内容
 - etc.

（参考） 公証実務のデジタル化に関する実務者との協議会報告書



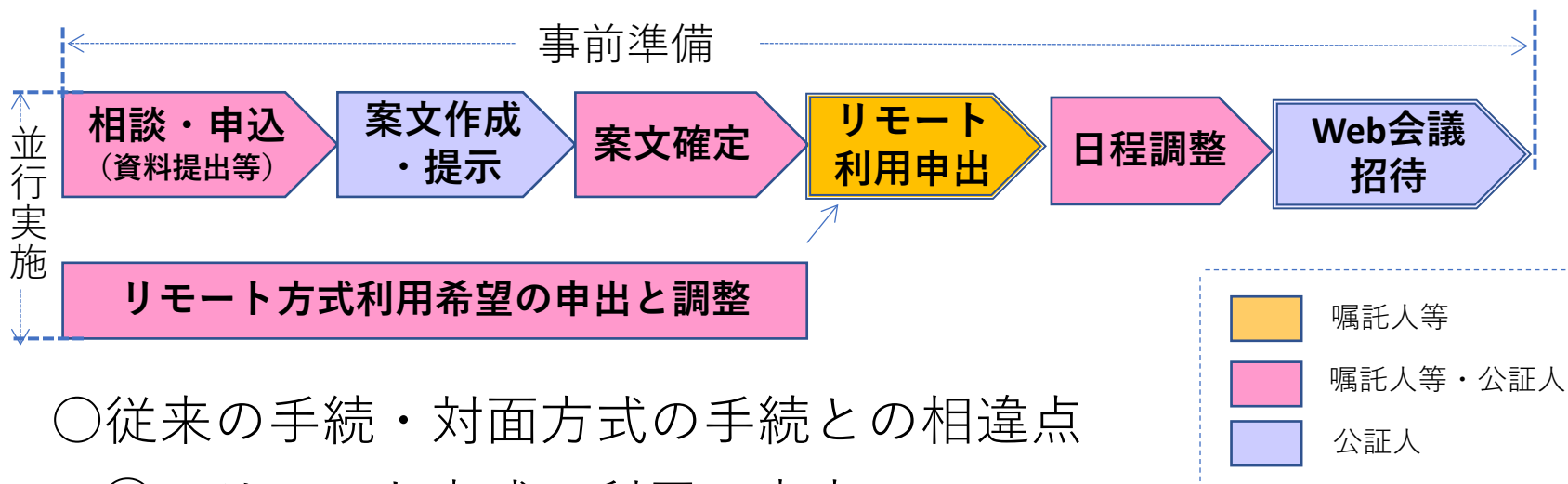
○ リモート方式の利用者側の負担

- 必要機材の用意
 - ① パーソナル・コンピュータ
 - ② Webカメラ、マイク、スピーカー等
 - ③ タッチ入力可能なディスプレイ又はペンタブレット
 - ④ ①のP Cで受信可能なメールアドレス
- Web会議に際しての機器操作
 - ① Web会議への参加
 - ② 公正証書原本PDFへの電子サインのための機器操作
 - ③ ②に際しての画面共有操作
 - ④ 電子正本・電子謄本受領のための操作



リモート方式の手続の流れ

リモート方式の手続の流れ（事前準備）



○従来の手続・対面方式の手続との相違点

① リモート方式の利用の申出

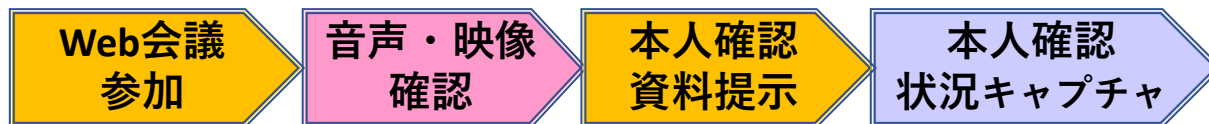
- ・できるだけ早い時期にリモート方式利用の希望を公証人に伝え、調整を行っておくことが望ましい。
- ・正式な申出は、案文確定後、申出書を提出して行う。

② 公証人からのWeb会議招待メールの送付



リモート方式の手続の流れ

リモート方式の手続の流れ（当日・Web会議参加～本人確認）



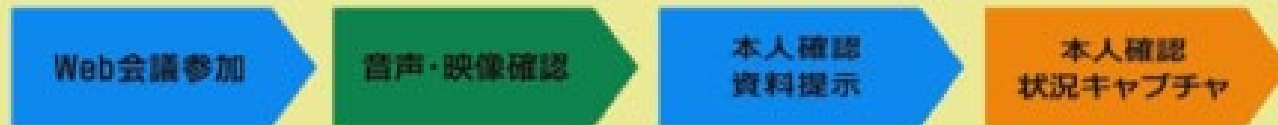
○列席者のWeb会議参加

- ① リモート参加者がWeb会議招待メールからWeb会議に参加
- ② リモート参加者との音声・映像の送受信状況を確認

○列席者の本人確認等

- リモート参加者については、写真付身分証明書を画面に表示させて確認し、その画像を公証人がキャプチャして保存。
- 場合により、公証人から、リモート参加の場所の状況の確認のため、Webカメラで撮影するよう求めることがあり得る。

リモート方式の手続きの流れ(当日・Web会議参加～本人確認)





リモート方式の手続の流れ（意思確認～原本用PDF作成）

意思確認

Word案文確認
(読上げ・閲覧)

原本用
PDF作成

○ 意思確認・確定案文の確認

- 現在の公正証書作成と同様。
- リモート参加者は、自分のP C画面に表示されたWord証書案を閲覧しながら、公証人が読み上げる案文を確認する。

○ 確認済みWord証書案をPDF証書案として保存

- 案文確認後、公証人は、確認済みのWord証書案をWordの機能でAdobe PDF形式でPDF証書案として保存する。



リモート方式の手続の流れ（列席者の電子サイン）



- (1) 公証人が署名依頼アプリを起動
- (2) 署名依頼アプリが最初に電子サインをする列席者宛てに電子サイン依頼メールを配信
- (3) 電子サインをする列席者が自分のP C画面の共有操作を実施
- (4) 電子サインをする列席者が電子サイン依頼メールの「確認して署名」をクリックして電子サイン手続を開始
- (5) (4)の列席者が電子サインを完了すると、署名依頼アプリが次に電子サインをする列席者（全列席者が電子サインを終えたときは公証人）に電子サイン依頼メールを配信



リモート方式の手続の流れ

列席者の電子サイン時の画面共有について



○ 画面共有とは

画面共有を行うWeb会議参加者のパソコン画面を、他の参加者のWeb会議画面に表示させる手続

○ 何故画面共有が必要なのか

電子サインを行っている状況を公証人及び他の列席者が確認できるようにするため

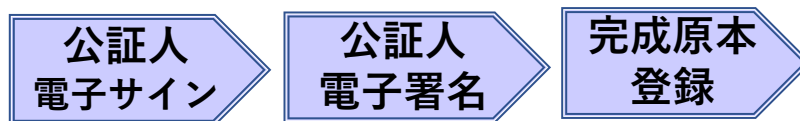
○ 画面共有の際の注意点

全画面が他の列席者に共有されるので、余分な情報が表示されないように気をつける必要がある。

リモート方式の手続きの流れ (列席者の電子サイン)



リモート方式の手続の流れ（公証人の電子サイン・電子署名）

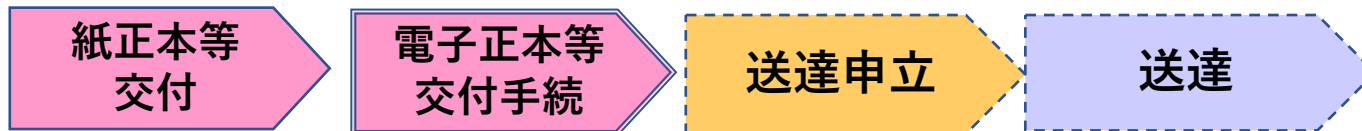


- (1) 電子サインアプリ上に公証人の電子サインを求める表示
- (2) 公証人が電子サインを実施
- (3) 公証人が電子署名を実施 ⇒ 公正証書原本が完成
- (4) 完成した公正証書原本を、保存・管理システムに登録して保存



リモート方式の手続の流れ

リモート方式の手続の流れ（公正証書作成後の手続）



○ 紙正本・紙謄本の交付

- リモート参加者に対しては、郵送により交付

○ 電子正本・電子謄本の交付

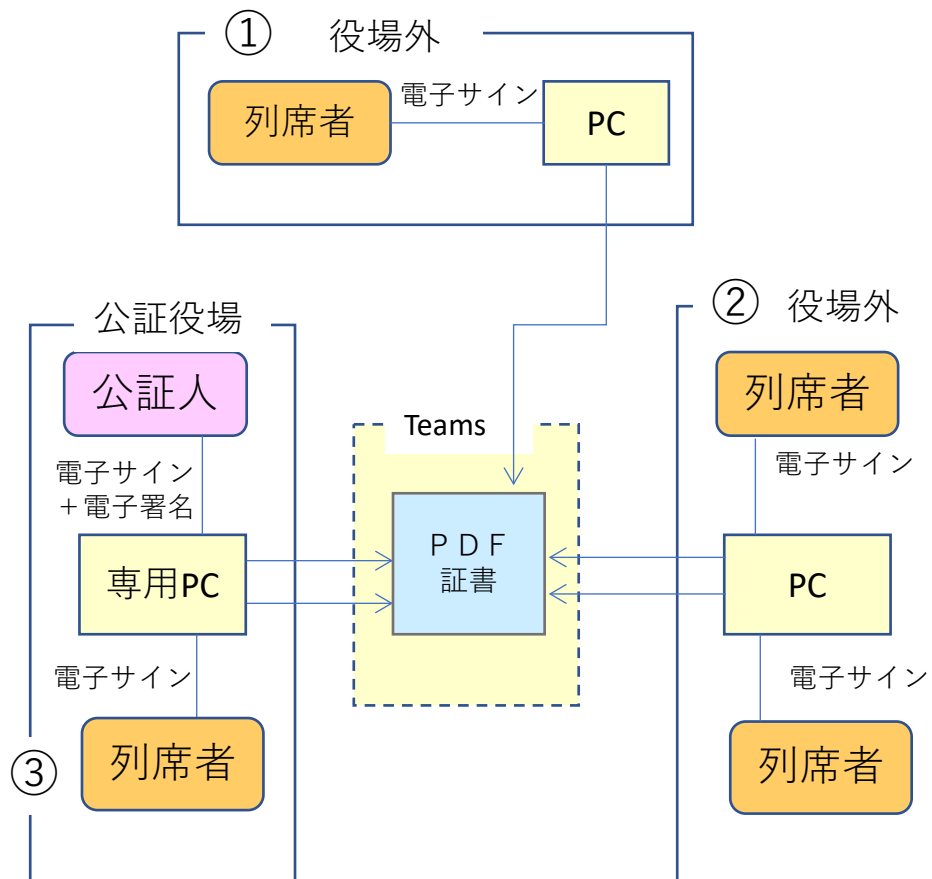
- リモート参加者に対しては、ダイレクトクラウドにアップロードして
囑託人がダウンロード可能な状態に置くことにより交付

電子正本等交付手続きの流れ (公正証書作成後の手続き)



リモート方式による列席者の参加形態

- ① 列席者が自分用のP Cで参加する形態
- ② 他の列席者とともに1 台のP Cで参加する形態
- ③ 公証役場で公証人専用のP Cで参加する形態
(他の列席者が①又は②の形態で参加する場合)





これから決まってくる事項

○ 施行時期等

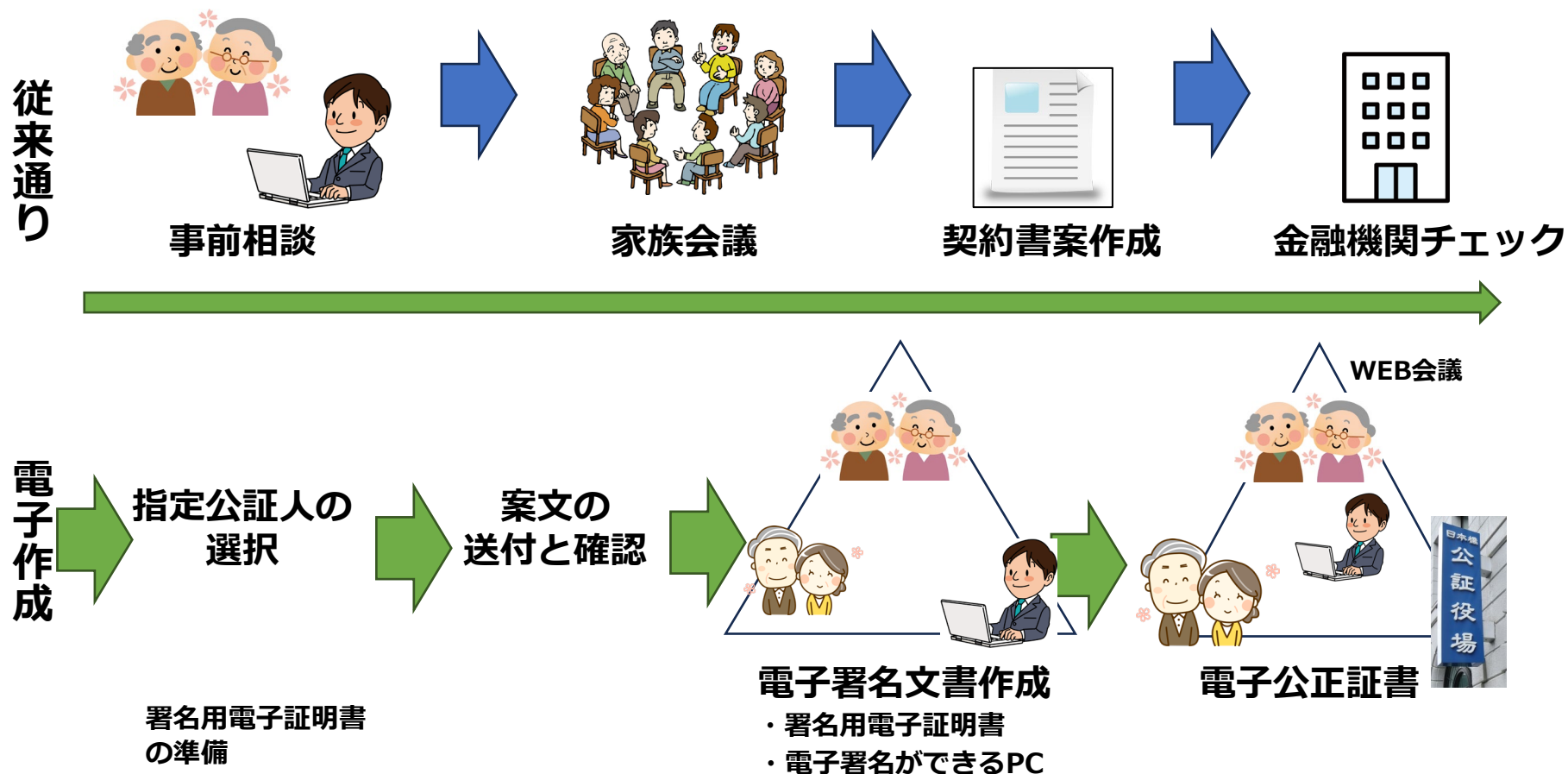
- 「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 5 3 号）」施行の日から起算して 2 年 6 か月を超えない範囲（令和 7 年 1 2 月 1 3 日まで）において政令で定める日
- 令和 3 年 6 月閣議決定「規制改革実施計画」において、令和 7 年上期の実施を目指すとされている。
- 電子公正証書の作成は、指定公証人が実施。
指定がどのように行われるかは未定。

○ 手数料

- 公証人手数料令の改正が不可欠

3) 準備すべきこと

i) 実際の利用イメージ



休憩

(15 : 00~15 : 10)

Ⅱ： 家族信託の活用場面が広がる

「公益信託法の施行前検討状況」 と 「後見制度の見直し」検討状況

弁護士

菊永 将浩 様

1. 公益信託法

2024年5月14日 5月22日	「公益信託法」が国会にて可決 公布
2024年～2025年	2026年4月施行に備え、詳細の検討
2025年4月	パブリックコメント実施（5月19日終了）

公益活動にご関心の皆様へ



内閣府

2026年4月^(※)から 新しい「公益信託制度」が始まります

(※)現時点における予定

公益信託は、契約・遺言により委託者から受託者（担い手）に託された財産を用いて、受託者が「委託者の想い」に沿った公益活動を継続的に行う仕組みです。

今般、公益信託制度が抜本的に見直され、民間の公益活動のより身近なツールとなりました。

「あなたの想い」が社会を変えます

☑ 担い手の範囲が拡大

信託会社に加え、公益法人・NPO法人等が社会的課題解決のノウハウを生かして公益信託の担い手になることができます。

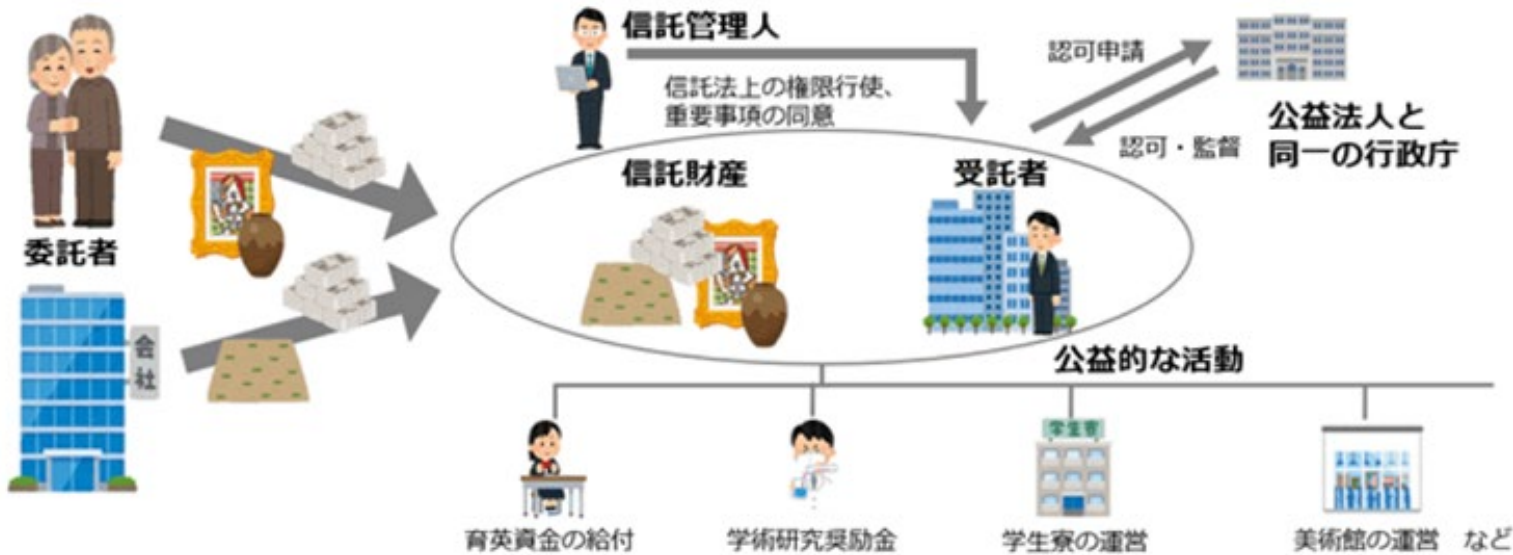
☑ 信託財産・信託事務の範囲が拡大

金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にして、助成以外の公益的な活動もできます。

☑ 透明性の高い認可・監督の仕組みへ

これまでバラバラであった公益信託の申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一的なものになります。

新公益信託制度のイメージ



※既存の公益信託の移行について経過措置を設けるとともに、今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準等を整備していきます。

公益信託法を活用した具体例

2. 新しい公益信託法により実現できる（可能性がある）こと

<委託者にとって>

- ①たとえ少額であったとしても、「財産の一部を社会に還元したい」という願いが叶う
- ②「寄付・贈与等の提供先」を、あらかじめ定められた基準等の範囲内で、具体的実務を受託者に任せることができる（委託者自身の事務負担がない）
- ③「贈与」とは異なり、自らの願いに沿った財産の給付が担保される
→贈与の場合は、自らの希望通りに給付が実現される保証がない
- ④「寄付・贈与等の時期」を信託契約の中で定めることができる
- ⑤公益信託を組成した段階で、「寄付金控除」が得られる

<受託者にとって>

- ①信託財産の受託にあたって、一定の報酬をもらうことができる

<被寄付者・受贈者にとって>

- ①「公益法人認定」を受けていなくとも寄付・贈与を受けることができる
（自団体に寄付してくれる底辺の拡大）

<組成に関わる専門家にとって>

- ①「信託管理人」として継続的な管理人報酬を得ることができる

参考）2024年6月14日フォロー研修にて用いた資料

公益信託制度の概要（現行・公益信託改正法案比較）

法＝公益信託法 決定＝公益信託の引受け許可審査基準等に関する閣議決定
税＝所得税、法人税等 則＝各省庁規則

	現行制度	改正案
効力発生要件 認可官庁	主務官庁の許可（法）	・ 民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて特定の行政庁の認可 ・ 国の行政庁及び都道府県知事
信託の方法	特に制限なし	契約、遺言（自己信託は排除）
公益事業の定義	積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするもので共益、共済事業特定個人の支援を排除（決定）	公益認定法別表と同一
受託者	・ 適切な管理運営をなし得る能力を有する者で、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富（決定） ・ 受託者が信託銀行であること（税）	・ 公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者（個人・法人） ・ 欠格事由の定め
信託管理人	・ 任意（法） ・ 必置、信託の目的に照らして、ふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること。原則として個人（決定） ・ 必置（決定、税）	・ 必置、公益信託事務の適正な処理の監督をするに必要な能力を有する者（個人・法人） ・ 欠格事由の定め
委託者の権限	特段の法令規定はないが、公益信託法が受益者の定めのある信託の委託者の権限を否定していないので、改正案と同様に解釈できる	受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同一、ただし、信託行為により制限可能

参考）2024年6月14日フォロー研修にて用いた資料

公益信託制度の概要（現行・公益信託改正法案比較）

	現行制度	改正案
信託目的事業	・授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄付金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること（決定） ・信託目的に関し相当と認められる11の公益目的事業に限定しその業績が持続できることにつき主務大臣の認定を受けたもの（税）	公益目的事業のみを目的とするもの
信託財産	・運用によって生ずる収入により、その目的事業の遂行できる見込みであること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあっては、信託財産により、その目的の達成に必要な目的事業が存続期間を通して遂行できる見込みであること。 ・価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、上記の財産の中の相当部分を占めていないこと（決定） ・信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること ・信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること 1.預金又は貯金 2.国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益証券 3.貸付信託の受益証券の取得 4.合同運用信託の信託（税）	・金銭に限定しない ・当初信託財産、その後の運用収益、追加拠出による増加により目的事業が存続期間を通して遂行できる見込みであること。 ・他の団体の意思決定に関与することができる株式等は含まれないこと。ただし実質的支配の恐れのない場合は許容する。

参考）2024年6月14日フォロー研修にて用いた資料

公益信託制度の概要（現行・公益信託改正法案比較）

	現行制度	改正案
受託者等への報酬	報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること（決定） ・受託者、信託管理人及び運営委員会に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること（税）	受託者・信託管理人の報酬は経理の状況その他の事情を勘案して不当に高額にならないよう基準が定められていること
収支相償規制	特段の規定はない	・収入が事業の実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること ・遊休財産額が当該事業年度における公益信託事務の遂行に要した費用の額を基礎として主務省令で定めた額を超えないこと ・費用のうち、当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が適正な割合となると見込まれること 寄附金利息、その他主務省令で定める収入以外の収入がない公益信託には上記3規制は適用されない
遊休財産規制	特段の規定はない	
公益目的事業比率	特段の規定はない	
監督	主務官庁の監督に服す（法） 立入検査（則）	報告要請、立入検査勧告、命令、認可取消し（公益法人と同じ）

参考）2024年6月14日フォロー研修にて用いた資料

公益信託制度の概要（現行・公益信託改正法案比較）

	現行制度	改正案
運営委員会	- 適正な運営を確保するため必置（決定） - 必置（決定、税） - 信託財産の処分に関する意見（税）	任意設置の機関
受託者の辞・解・選任	- 辞任 已むお得不い事由主務官庁許可 - 解任 任務違反等の場合主務官庁権限 - 選任 主務官庁の職権行使（法）	- 辞任 委託者及び信託管理人の合意（同意が得られない場合等）裁判所許可 - 解任 正当な理由がある場合、委託者及び信託管理人の合意、（重大な信託違反ある場合）委託者又は信託管理人の申立てにより裁判所解任） - 選任 委託者及び信託管理人合意 行政庁認可がなければ効力を生じない
信託管理人の辞・解・選任	- 辞任 已むお得不い事由主務官庁許可 - 解任 任務違反等の場合主務官庁権限 - 選任 主務官庁の職権行使（法）	- 辞任 委託者及び他の信託管理人（複数の場合）の同意、已むお得不い事由がある場合裁判所の許可 - 解任 正当な理由ある場合、委託者及び他の信託管理人の合意、任務違反の場合委託者受託者他の信託管理人申立てによる裁判所解任 - 選任 信託行為の別段の定め、ない時は委託者及び他の信託管理人の合意行政庁認可がなければ効力を生じない、

参考）2024年6月14日フォロー研修にて用いた資料

公益信託制度の概要（現行・公益信託改正法案比較）

	現行制度	改正案
信託行為（目的を除く）の変更	委託者・受託者・信託管理人の合意に加え主務官庁の許可（法）	・委託者、受託者、信託管理人の合意に加えて行政庁の認可（軽微な変更は行政庁宛届出） ・裁判所は予見できなかった事情に理、委託者、受託者、又は信託管理人の申立てにより変更を命ずることができる
目的の変更	委託者・受託者・信託管理人の合意に加え主務官庁の許可（法）	・委託者・受託者・信託管理人の合意に加え行政庁の認可

①現在の検討の方向性

- ・何が変わろうとしているのか？
- ・現在の議論状況は？

②今後のスケジュールのイメージ

- ・いつ法律が変わるのか？
- ・いつから法律がスタートするのか？

日本弁護士連合会

アクセス | サイトマップ | ENGLISH | 中文 | 会員専用 | 弁護士検索 | 検索

企業・個人事業者の方 | 自治体の方 | 国際関係情報 | 子ども関連 | 司法修習生 | 法律事務職員

日弁連とは | 弁護士を知る | 法律相談 | 私たちの活動 | 公表資料

過去のイベント | HOME > イベント > year > 2025年 > 成年後見制度の中間試案を考える学習会～法定後見を中心に中間試案を読み解く～

成年後見制度の中間試案を考える学習会～法定後見を中心に中間試案を読み解く～

シェアする ポスト 2024年2月の法制審議会において成年後見制度の見直しに関する諮問がなされ、同年4月から法制審議会民法（成年後見等関係）部会が開催され、2025年夏頃には中間試案に対する意見（パブリックコメント）募集がなされる見通しです。この度の成年後見制度の改正議論は現行の成年後見制度が利用者にとってメリットを感じることでない制度であり、権利条約に抵触するのではないかとの問題意識を出発点として開始されました。法制審議会民法（成年後見等関係）部会から中間試案が示される機会に、その内容を読み解きながら、改めて改正のそのような問題意識に沿うものになっているのかを利用者の視点から考えることが必要であると考え、本学習会を企画ご参加ください。	
日時	2025年7月2日（水） 17時30分～20時00分
申込方法	★要・事前申込★ 下記リンクから申込みフォームにアクセスいただき、必要事項をご入力の上、お申込みください。 ☐ 申込フォーム 【申込期限】2025年6月25日（水）17時00分まで 【Zoomによる参加方法】 開催日が近づきましたら、お申込みの際にご登録いただいたメールアドレス宛てに、①ウェビナー参加者用URL、②配布資料データをお送りいたします。 当日、①のURLからアクセスしてください。 ※メールアドレスに誤りがあると送信できませんので、ご入力の際にはご注意ください。
主催	日本弁護士連合会
お問い合わせ先	（担当課）人権部人権第二課 TEL：03-3580-9509 FAX：03-3580-2896
開催方法	Zoomウェビナーによるオンライン開催
参加費・受講料	参加無料／事前申込み制
参加対象・人数	どなたでもご参加いただけます。
内容	1 中間試案（主に法定後見について）の概要説明 2 中間試案のポイントに関するパネルディスカッション 講師： 山城一真 早稲田大学法学学術院教授／法制審議会民法（成年後見等関係）部会幹事 青木佳史 弁護士／法制審議会民法（成年後見等関係）部会委員 竹内裕美 弁護士／法制審議会民法（成年後見等関係）部会委員 根本雄司 弁護士／法制審議会民法（成年後見等関係）部会幹事 八杖友一 弁護士 ※コーディネーター  チラシ (PDFファイル;302KB)
申込方法	★要・事前申込★ 下記リンクから申込みフォームにアクセスいただき、必要事項をご入力の上、お申込みください。 ☐ 申込フォーム

<MEMO>



家族信託普及協会クレド(「約束」)

私たちは、肩書や保有資格に関わらず、家族信託制度を真摯に学ぶことを通じて、お客様の相続や資産管理に関する問題を解決するプロフェッショナルたろうと考えています。

私たちが考えるプロフェッショナルとは、

- ・お客様のお話を傾聴し、その想いを正確に受け止めること
- ・分かりやすい言葉で、お客様が理解・納得できるような説明・打合せができること
- ・私たちと接して下さったお客様には、必ず安心して笑顔を持ち帰っていただくこと
- ・自分がプロとして未完成であることを率直に認め、謙虚な気持ちで学び続けること
- ・全ての出会いが「学ぶ機会」であると意識すること
- ・自分が発した言葉、書いた文章に責任を持つこと
- ・「信頼」こそが私たちの財産であり、約束は必ず守ること

ができる人であると考えており、私たちはそのための努力を怠りません。

私たちは、今日よりも明日、今年よりも来年、より質の高いサービスを提供できるようになれる自分に、誇りを持っています。

お客様が私にお話しいただいた内容は、お客様の問題解決のためだけに使用し、私自らの営業活動のためには決して使用しません。

行動指針

1. 誰に対しても丁寧に礼儀を忘れることなく傾聴し、相手の真意・想いをきちんと受け止めます
2. 難解な法律用語を避け、誰でも理解・納得できる平易な言葉を使うように心がけます
3. 委託者の想いをないがしろにし、一部の者に利益誘導するような意図のある依頼は受任しません
4. 依頼人は、委託者の家族・親族全員であることを認識し、「依頼人の課題解決」に最善を尽くします
5. 報酬基準の明示と概算見積(総費用)の事前提示を徹底し、依頼人に安心・納得いただきます
6. 虚偽の実績を誇示すること(誇大広告)、著しく安い報酬を提示すること(不当廉価)、家族信託なら「暦年贈与ができる」「節税できる」など誤解を招く謳い文句で説明すること(不当誘致)はしません
7. 違法・脱法行為を意図した依頼、またそれらの行為の手助けとなり得る依頼には一切関与しません
8. 自分の専門外の分野は、当該分野の専門職を紹介できるネットワークを構築し、チームとしてコンサルティングサービスを提供します
9. 「無知は罪惡」であることを忘れず、関連する法規及びそれらの関係税法に関する解釈・法改正・判例・通達・実務的運用について学び続け、情報収集を怠りません
10. 未完成な自分を常に自覚し、知識・コミュニケーション力・コンサルティング力の向上に取り組みます

信託設計における基本姿勢

1. 直接委託者から想いや希望を伺っているか
2. 家族全員が参加をする「家族会議」に同席することを前提に、家族の想いや希望も踏まえた施策を検討・実行することについて、委託者及びその家族全員の合意は得られているか
3. 将来リスク(資産凍結、争族、税務、家族構成・社会の変化)を考慮・説明したか
4. 家族信託以外の施策についてもメリット・デメリットを比較検討・説明したか
5. 家族信託と遺言・任意後見等の併用策について検討・説明をしたか
6. 信託の設計や信託契約書の内容について第三者の確認を得たか(セカンドオピニオンをもらったか)
7. 不測の事態が生じて、契約の変更・終了を含め対応可能な備えができているか
8. 信託契約書の各条文の内容、条文を置く意味を依頼人家族及び第三者に説明できるか
9. 依頼内容に関する総費用につき事前見積をし、納得して依頼をもらったか
10. 専門職間で共同受任する際の報酬のシェアについて、事前に明朗な取り決めをしたか
11. 「信託組成はゴールではなくスタートである」という認識の下、信託組成後の実務及び定期的なフォロー体制について、委託者・受託者及びその家族に説明をし安心してもらえたか
12. 定期的な家族会議の開催を促し、必要に応じていつでもそこに同席することを説明したか